

下 土 維 第 168 号
令和 8 年 8 月 28 日

各位

下田土木事務所長

国道 136 号 松崎町雲見～道部間の雨量規制基準の変更について（通知）

令和 8 年 8 月 25 日（火）に松崎町雲見地内の国道 136 号で発生した路肩崩落を受け、異常気象時の安全措置として、下記のとおり雨量規制基準を暫定的に変更します。

記

1 雨量規制基準等

路線名	規制区間	雨量規制基準（連続雨量）			気象 観測所
		変更	通行注意	通行止め	
国道 136 号	松崎町雲見～道部の内、 <u>雲見～石部</u> 間	前	100mm	120mm	松崎
		後	<u>80mm</u>	<u>100mm</u>	

※石部～道部間は従前どおりです。

2 規制の解除

時間雨量 2 mm 以下が 2 時間以上継続し、現場の安全が確認できた後に規制を解除します。

3 暫定措置期間

令和 8 年 8 月 28 日（金）17 時から現場の安全対策が完了するまでとします。

4 その他

- ・ 工事箇所では、片側交互通行としています。
- ・ 工事箇所及び観測装置の数値に異常が見られた場合は、通行止めとします。
- ・ 通行止めの区間は別紙のとおりです。なお、通行止めの際はバリケード等を設置します。

【問い合わせ先】

下田土木事務所維持管理課
電話：0558-24-2117

連続雨量100mm 観測時等の通行止め区間

【別紙】

